

令和6年3月14日会議概要

第1 日時

令和6年3月14日（木）午前9時10分から午前11時26分までの間

第2 出席者

増田委員長、在田委員、池坊委員、森委員、森田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長等

《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

令和5年度レスキュー競技会

委員から、「激しい雨の中、参加者は土嚢を積み、簡易担架を運んで、懸命に取り組んでいた。警備部長から、警察はなぜ厳しい訓練をするのか、なぜ集団生活をするのかという意味をよく理解してほしいという話があったが、実際の現場はもっと過酷な条件や状況があると思うので、いざという時に備えて今後も一生懸命訓練を積んでいただくと同時に、警察官としての自覚と誇りをもって有事に取り組んで欲しい。」「普段は交番勤務をしている地域課員が主な参加者と聞いたが、見事に競技に取り組んでいて、心より敬服すると共に、力強く思った。」旨、発言があった。

2 議題

(1) 令和6年能登半島地震発生に伴う京都府警察災害派遣隊等の活動状況について

警務部長から、令和6年能登半島地震発生に伴う災害派遣隊等の活動状況について報告し、警察内で体験を共有することにより、誇りと使命感の醸成に努め、警察外には被災地での活動状況を写真パネルにより広報するなど、今回得られた知見を今後の警察活動に活かしていく旨、説明があった。

委員から、「部内の教養で活用される等、個人の経験値を個に収めるのではなく、共有することによって組織の力にし、府警のスキルアップや意識向上につなげていくことが非常に重要だと思う。今回のことに限らず、個のものを共有して全体の力にするしくみをこれからもいろんな場面で活用して欲しい。」旨、発言があった。

(2) 男性職員の育児休業取得率の目標設定及び支援要員派遣制度の施行実施について

警務部長から、国を挙げて推進している男性職員の育児休業の取得について、府警の取得率の目標を設定し、2週間以上の取得を奨励するとともに、4月1日から支援要員派遣制度の試行実施を行う旨、報告があった。男性職員の育児休業の取得促進を図るため、職員の意識改革等に取り組むほか、現場を受け持つ警察署の男性職員が1箇月以上の育児休業を取得する場合には、警察本部所属の警察職員を支援要員として派遣するなど、今後も様々な状況に応じて柔軟に、組織全体で支え合いながら推進していく旨、説明があった。

委員から、「国を挙げて取り組まねばならない少子化対策に関し、公務員として範を示す意味で、困難はあっても何としても推進しなければならない施策である。よろしく願います。」旨、発言があった。

(3) 令和5年度京都府警察退職職員表彰式の実施について

警務部長から、3月29日、警察本部において実施される令和5年度京都府警察退職職員表彰式の概要等について報告があった。

(4) 監察案件

首席監察官から、監察案件2件について報告があった。

3 個別決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について

監察官室訟務官から、運転免許の更新処分を受けた者（1件1名）から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の概要等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(2) 京都府公安委員会事務専決規程及び京都府公安委員会公印規程の一部改正について

生活安全企画課担当補佐から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、警備業及び自動車運転代行業の「認定証」並びに探偵業の「届出があったことを証する書面」が廃止されるなどの書面掲示規制の見直しが行われたことを受け、関係する規程について所要の改正を行う旨、説明があり、審議の上、決定した。

(3) 審査基準及び処分基準の改定について

交通企画課担当補佐から、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、自動車運転代行業の「認定証」が廃止される等の書面掲示規制の見直しが行われたことを受け、交通部の審査基準及び処分基準の改定を行う旨、説明があり、審議の上、決定した。

(4) 令和6年能登半島地震に伴う「特別自動車警ら部隊（近畿管区第八次）」の派遣について

地域課担当補佐から、警察法第60条第1項に基づく石川県公安委員会からの援助要求について説明があり、審議の上、部隊の特別派遣を決定した。

(5) 石川県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備第二課長から、警察法第60条第1項に基づく石川県公安委員会からの援助要求について説明があり、審議の上、警察職員の特別派遣を決定した。

(6) 公安委員会宛苦情について（受理2件、処理1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、受理2件の報告があり、処理方針を決定した。また、過日受理した公安委員会宛の苦情申出1件について、調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、25件の行政処分を審議した。

5 個別報告

当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。